

別紙 1

中枢神経系（脳）の器質性障害（高次脳機能障害及び身体性機能障害）及びせき髄障害に関する意見書（医療機関用）

被災職員の氏名	
生 年 月 日	年 月 日

1 中枢神経系（脳）の器質性障害及びせき髄障害が残存する原因となった傷病名
()

2 初診年月日及び発症年月日
(初診年月日： 年 月 日、発症年月日： 年 月 日)

3 上記1の傷病が治ゆ（症状固定を含む。以下同じ。）した年月日
(年 月 日)

4 初診時の主訴・症状、主な経過

()

5 既存障害（有・無）
(有の場合は、部位、程度、状況等を具体的に記入して下さい。)
()

6 脳、せき髄等に係るMRI、CT、X線等の検査所見（脳損傷又はせき髄損傷の部位等）
()

7 神経心理学テストによる所見
()

8 高次脳機能障害及び労働能力の喪失の程度等に関する意見

次の高次脳機能に障害について、その障害の程度、状況等を、（注）及び別添の「脳損傷又はせき髄損傷による障害の程度の評価表（労災保険用）」を参考として、該当する番号（①～⑦）を御記入の上、具体的な状況等を記入して下さい。（第4次改正・一部）

- (注) ①多少の困難はあるが概ね自力でできる。
②困難はあるが、概ね自力でできる。
③困難はあるが多少の援助があればできる。
④困難はあるがかなりの援助があればできる。
⑤困難が著しくある。
⑥できない。
⑦特に問題ない（障害なし）。

- (1) 意思疎通能力（言語力、認知力、記銘・記憶力、注意力等）
（ ）
- (2) 問題解決能力（理解力、判断力等）
（ ）
- (3) 作業負荷に対する持続力・持久力
（ ）
- (4) 社会行動能力（協調性等）
（ ）

9 身体性機能障害及びせき髄障害の労働能力の喪失の程度等に関する意見

- (1) 麻痺の範囲等（該当するものを○で囲んで下さい。）
- ア 運動障害の範囲（四肢・片（左・右）・対（上肢・下肢）・単（上肢・下肢））
- イ 性状（弛緩性・痙性・不随意運動性・その他（ ））
- ウ 起因部位（脳・せき髄・末梢神経）
- エ 関節運動可能領域の制限（有・無）
（有の場合は、上肢・下肢の各関節の機能障害（手指・足指を含む。）についての測定値を別紙4「残存障害診断書」の「上・下肢の機能障害（手指・足指を含む）」欄に記入して下さい。）
- オ 筋電図検査、徒手筋力テスト（MMT）に関する各部位の検査所見
（ ）
- カ 感覚障害の範囲（四肢・片（左・右）・対（上肢・下肢）・単（上肢・下肢））
- キ 感覚障害の性状（脱失・鈍麻・その他（ ））

(2) 麻痺の程度

次の各部位に麻痺がある場合は、各部位ごとの麻痺の程度について、（注）及び別添の「脳損傷又はせき髄損傷による障害の程度の評価表（労災保険用）」を参考として、該当する運動障害の程度（高度・中等度・軽度・軽微）を○で囲み、具体的な麻痺の状態を記入して下さい。（第4次改正・一部）

- （注）① 麻痺が高度とは、障害のある上肢又は下肢の運動性・支持性がほとんど失われ、障害のある上肢又は下肢の基本動作（上肢においては物を持ち上げて移動させること、下肢においては、歩行や立位をいいます。以下同じ。）ができない状態をいいます。
- ② 麻痺が中等度とは、障害のある上肢又は下肢の運動性・支持性が相当程度失われ、障害のある上肢又は下肢の基本動作にかなりの制限のある状態をいいます。
- ③ 麻痺が軽度とは、障害のある上肢又は下肢の運動性・支持性が多少失われており、障害のある上肢又は下肢の基本動作を行う際の巧緻性及び速度が相当程度損なわれている状態をいいます。
- ④ 麻痺が軽微とは、上記①から③までの程度に達しない麻痺の状態をいい、運動性、支持性、巧緻性及び速度についての支障がほとんど認められない程度又は運動障害は認められないものの広範囲にわたる感覚障害が認められるものなどをいいます。

- ア 右上肢（高度・中等度・軽度・軽微）
（ ）
- イ 左上肢（高度・中等度・軽度・軽微）
（ ）

ウ 両上肢（高度・中等度・軽度・軽微）
（ ）

エ 右下肢（高度・中等度・軽度・軽微）
（ ）

オ 左下肢（高度・中等度・軽度・軽微）
（ ）

カ 両下肢（高度・中等度・軽度・軽微）
（ ）

(3) 神経因性膀胱障害又は神経因性直腸障害（有・無）
（有の場合は、その状態について具体的に記入して下さい。）
（ ）

10 介護の必要性及び原因である障害の状態

次の生活状況等に介護が必要な場合は、その介護の具体的状態とその原因である障害の状態（両上肢の完全麻痺等）について、具体的に記入して下さい（貴医療機関による日常生活状況調べ（ADL）があれば、それを添付して下さい。）。

- ア 会話（ ）
- イ 識字（ ）
- ウ 書字（ ）
- エ 食事（ ）
- オ 入浴（ ）
- カ 用便（ ）
- キ 更衣（ ）
- ク 外出（ ）
- ケ 買物（ ）
- コ その他の行為・行動（ ）

11 その他の身体の障害等特記事項

()

医療機関名 _____ 作成年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

所在地 _____ 診療科名 _____

医師氏名 _____

別 添

脳損傷又はせき髄損傷による障害の程度の評価表（労災保険用）

1 運動障害の程度を評価する際の要点は次のとおりです。

- (1) 麻痺が高度とは、障害のある上肢又は下肢の運動性・支持性がほとんど失われ、障害のある上肢又は下肢の基本動作（下肢においては歩行や立位、上肢においては物を持ち上げて移動させること）ができないものをいいます。
具体的には、以下のものをいいます。
- ① 完全強直又はこれに近い状態にあるもの
 - ② 上肢においては、三大関節及び5つの手指のいずれの関節も自動運動によっては可動させることができないもの又はこれに近い状態にあるもの
 - ③ 下肢においては、三大関節のいずれの関節も自動運動によっては可動させることができないもの又はこれに近い状態にあるもの
 - ④ 上肢においては、随意運動の顕著な障害により、障害を残した一上肢では物を持ち上げて移動させることができないもの
 - ⑤ 下肢においては、随意運動の顕著な障害により、一下肢の支持性及び随意的な運動性をほとんど失ったもの
- (2) 麻痺が中等度とは、障害のある上肢又は下肢の運動性・支持性が相当程度失われ、障害のある上肢又は下肢の基本動作にかなりの制限があるものをいいます。
たとえば、次のようなものがあります。
- ① 上肢においては、障害を残した一上肢では仕事に必要な軽量の物（概ね500g）を持ち上げることができないもの又は障害を残した一上肢では文字を書くことができないもの
 - ② 下肢においては、障害を残した一下肢を有するため杖又は硬性装具なしには階段を上ることができないもの
 - ③ 下肢においては、障害を残した両下肢を有するため杖又は硬性装具なしには歩行することが困難なもの
- (3) 麻痺が軽度とは、障害のある上肢又は下肢の運動性・支持性が多少失われており、障害のある上肢又は下肢の基本動作を行う際の巧緻性及び速度が相当程度損なわれているものをいいます。
たとえば、次のようなものがあります。
- ① 上肢においては、障害を残した一上肢では文字を書くことに困難を伴うもの
 - ② 下肢においては、日常生活は概ね独歩であるが、障害を残した一下肢を有するため不安定で転倒しやすく、速度も遅いもの
 - ③ 下肢においては、障害を残した両下肢を有するため杖又は硬性装具なしには階段を上ることができないもの

2 高次脳機能障害における各能力評価を行う際の要点は以下のとおりです。

- (1) 意思疎通能力（記銘・記憶力、認知力、言語力等）
職場において他人とのコミュニケーションを適切に行えるかどうか等について判定して下さい。主に記銘・記憶力、認知力又は言語力の側面から判断を行います。
- (2) 問題解決能力（理解力、判断力等）
作業課題に対する指示や要求水準を正確に理解し適切な判断を行い、円滑に業務が遂行できるかどうかについて判定して下さい。主に理解力、判断力又は集中力（注意の選択等）について判断を行います。
- (3) 作業負荷に対する持続力・持久力
一般的な就労時間に対処できるだけの能力が備わっているかどうかについて判定して下さい。精神面における意欲、気分又は注意の集中の持続力・持久力について判断して下さい。その際、意欲又は気分の低下等による疲労感や倦怠感を含めて判断して下さい。
- (4) 社会行動能力（協調性等）
職場において他人と円滑な共同作業、社会的行動ができるかどうか等について判定して下さい。主に協調性の有無や不適切な行動（突然大した理由もないのに怒る等の感情や欲求のコントロールの低下による場違いな行動等）の頻度について判断して下さい。

3 障害の程度別の例（高次脳機能障害整理表）

能力 程度	意思疎通能力	問題解決能力	持続力・持久力	社会行動能力
A 多少の困難はあるが概ね自力でできる (わずかに喪失)	① 特に配慮してもらわなくても、職場で他の人と意思疎通をほぼ図ることができる。 ② 必要に応じ、こちらから電話をかけることができ、かかってきた電話の内容をほぼ正確に伝えることができる。	① 複雑でない手順であれば、理解して実行できる。 ② 抽象的でない作業であれば、1人で判断することができ、実行できる。	概ね8時間支障なく働ける。	障害に起因する不適切な行動はほとんど認められない。
B 困難はあるが概ね自力でできる (多少喪失)	① 職場で他の人と意思疎通を図ることに困難を生じることがあり、ゆっくり話してもらう必要が時々ある。 ② 普通の会話はできるが、文法的な間違いをしたり、適切な言葉を使えないことがある。	AとCの間	AとCの間	AとCの間
C 困難はあるが多少の援助があればできる。 (相当程度喪失)	① 職場で他の人と意思疎通を図ることに困難を生じることがあり、意味を理解するためにはたまには繰り返してもらう必要がある。 ② かかってきた電話の内容を伝えることはできるが、時々困難を生じる。	① 手順を理解することに困難を生じることがあり、たまには助言を要する。 ② 1人で判断することに困難を生じることがあり、たまには助言を必要とする。	障害のために予定外の休憩あるいは注意を喚起するための監督がたまには必要であり、それなしには概ね8時間働けない。	障害に起因する不適切な行動がたまには認められる。
D 困難はあるがかなりの援助があればできる。 (半分程度喪失)	① 職場で他の人と意思疎通を図ることに困難を生じることがあり、意味を理解するためには時々繰り返してもらう必要がある。 ② かかってきた電話の内容を伝えることに困難を生じることが多い。 ③ 単語を羅列することによって、自分の考え方を伝えることができる。	CとEの間	CとEの間	CとEの間
E 困難が著しくある (大部分喪失)	① 実物を見せる、やってみせる、ジェスチャーで示す、などのいろいろな手段と共に話しかければ、短い文や単語くらいは理解できる。 ② ごく限られた単語を使ったり、誤りの多い話し方をしながらも、何とか自分の欲求や望みだけは伝えられるが、聞き手が繰り返して尋ねたり、いろいろと推測する必要がある。	① 手順を理解することは著しく困難であり、頻繁な助言がなければ対処できない。 ② 1人で判断することは著しく困難であり、頻繁な指示がなければ対処できない。	障害により予定外の休憩あるいは注意を喚起するための監督を頻繁に行っても半日程度しか働けない。	障害に起因する非常に不適切な行動が頻繁に認められる。
F できない (全部喪失)	職場で他の人と意思疎通を図ることができない。	課題を与えられてもできない。	持続力に欠け働くことができない。	社会性に欠け働くことができない。